



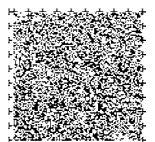
〈ヘルプカード〉

◆権利擁護係（電話：5662-1993／FAX：3656-5874）

〈ヘルプマーク〉

◆東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当
（電話：5320-4147／FAX：5388-1413）

	対 象	内 容	配布場所
ヘルプカード	援助や配慮を必要としている方 ！ 障害者手帳の交付の有無などは問いません。	自ら「困った」となかなか伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身につけておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。 ！ ヘルプカードには、援助する人に伝えたい情報を記入できるようになっています。（名前・連絡先・障害や病気などの内容・知ってほしいこと（薬・アレルギー・かかりつけ医など）・配慮してほしいことなど）	・障害者福祉課 ・各健康サポートセンター（15・16ページ参照） ・各事務所（小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨） ！ 区ホームページからもダウンロードできます。 
ヘルプマーク		外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。	・障害者福祉課 ・都営地下鉄各駅役務室（一部駅を除く） ・都営バス各営業所 ・東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む） ・都立病院 など ！ 詳しくは東京都福祉局ホームページをご覧ください。 



■ 障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち代表的なものを紹介します。各マークの詳細、使用方法などについては、各関係団体にお問い合わせください。



マーク	マークの名称と意味	問い合わせ先
	【障害者のための国際シンボルマーク】 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。 ❗このマークを車に貼っていても、駐車禁止の指定から除外されるなどの法的効力はありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 5273-0601 FAX 5273-1523
	【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎ 5291-7885 FAX 5291-7886
	【身体障害者標識（身体障害者マーク）】 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署 ・小松川警察署 ・葛西警察署 ・小岩警察署
	【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】 政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	
	【耳マーク】 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 FAX 3354-0046
	【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬または介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	厚生労働省社会・援護局障害保険 福祉部企画課自立支援振興室 ☎ 5253-1111 FAX 3503-1237
	【オストメイト対応トイレマーク】 オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。	公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 ☎ 5844-6265 FAX 5844-6294
	【ハート・プラスマーク】 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は、外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ホームページ 【https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/】
	【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマークです。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 ☎ 058-214-2138 FAX 058-265-7613
	【ヘルプマーク】 人工関節や義足を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせることで、援助が受けやすくなるように作られたマークです。	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 ☎ 5320-4147 FAX 5388-1413

